

第115号議案

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の件

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例（令和2年6月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エ	(目的) 第1条 この条例は、旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エ

ンタープライズゾーン条例」という。)の適用に当たり、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置(以下「新型コロナウイルス感染症等」という。)により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

ンタープライズゾーン条例」という。)の適用に当たり、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置(以下「新型コロナウイルス感染症等」という。)により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例第1条及び第3条から第6条までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。